

男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの

女と男
ひと



特集

参加から参画へ

「性別というハードルを超えて～女性をもっと政策・方針決定の場へ～」

高橋睦子(島根県立大学総合政策学部教授)

島根県における女性の参画に向けて

県内の政策・方針決定過程における女性の参画状況

掲示板・男女共同参画社会に向けた県内議員の動き

NEWS DV防止法成立

こんにちは あなたのまちの女性行政担当課です!

あすてらすからのお知らせ



あすてらす

参加から参画へ

昨今、ビジネスや政治、スポーツなど社会の様々な領域で女性の活躍が目立ち、それぞれの分野で女性の果たす役割は大きくなってきています。けれども、政策や方針の意思決定の場における女性の参画は、まだまだ十分とは言えません。様々な分野において、女性の「参加」は認められるようになってきたものの、企画・立案の段階から加わったり、最終的な意思決定の責任を担うという「参画」については、いまだに男性中心になっているという現実があります。この現状を改善し、男女共同参画社会の実現を目指すためには、何が問題となっているのでしょうか。

今回の特集では、「意思決定の場における女性の参画」を切り口に、世界における日本の現状、そして、日本における島根県の現状を踏まえつつ、今後の課題を考えてみましょう。

性別というハードルを超えて

～女性をもっと政策・方針決定の場へ～

高橋 睦子 島根県立大学総合政策学部 教授

ある時は一就労者、またある時は母親／父親、主婦／主夫、日本人、若者、中高年、県民、市民、一個人というように、私たちは色々な顔を持っています。私自身は大学で働いていますが、女性だからといって肩肘張る気持ちは全くありません。むしろ、性別、年齢、出自などの社会的属性からはできるだけ自由になって、1人の研究者として良い仕事をしたいと思っています。しかし、こうした素朴な願いとは裏腹に、育児と仕事の両立という日常に向き合うさまざまな疑問や困難にぶつかります。いかに日本で仕事優先の論理が先行し、子どもや家庭が尊重されていないかといった構造的な問題や、政策や方針決定における女性の視点の欠落は明白です。それでも、女性学者は何でも社会の役にしたいと、女の甘えにすぎないといった声も聞かれます。こうした論調は、仕事と家庭の両立の前に立ちはだかる問題の根源を個人の努力不足に矮小化してしまつて不毛です。むしろ、法律制度や政治のレベルでの議論は避けられないものなのです。

閣僚や議員への女性の進出度は、政治という公の場面に女性がどのくらい浸透しているかを示すバロメーターです。国会議員の女性比率の世界ランキングでは日本は

84位(7.3%)で、他の先進諸国からはかけ離れて低い位置に甘んじています。日本国憲法には民主主義とともに普通選挙権や婚姻等における男女平等が明記され、今日では高等教育への進学率で女性も男性にひけをとらないことからしても、この女性議員比率の低さは深刻です。このランキングでトップを占めているのは、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェーといった北欧諸国です(表1)。いずれも人口規模からすれば小国ですが、共働きが一般的で女性の社会参加だけでなく男性の家庭参加にも積極的な国々です。これら女性の政治参加の先進国では、いずれも選挙は比例代表制ですが、日本は小選挙区と比例代表の並立制度であり、このことは日本で女性議員の数が伸び悩んでいる一因です。

日本問題論は選挙制度にとどまらず、女性は公の場での活躍よりもむしろ家庭を切り盛りすることを本分とするといった性別分業が根強いのです。日本では性別分業見直しへの反発もあり、社会的地位は高くなくとも女性本人が望んで妻や母親という役割に満足しているのならばそれでよいではないか、女性の内助の功もそれなりに評価されるべきだ、何も男性と同じように朝から晩まで働き蜂でいることはないではないか、個人

の選択の結果なのだから放っておいてほしいという声も聞こえてくるようです。自ら進んで専業主婦として子育てや家事をして充実している人もいるのだから、むやみに働くことを勧めるのはどうかという意見もあります。けれども、今では子どもの教育に関して親が大変なエネルギー、費用、時間を投じるようになりながらも、女性であるがために社会生活上に活かされないのであれば、教育は社会に還元されず本人も自己実現できず、社会には多大なロスが生じていることになります。また、男性(夫)を唯一の稼ぎ手とする家計のあり方にもそれなりの経済的なリスクもあります。終身雇用の神話も近年崩壊しつつあり、サラリーマン世帯の主婦の年金制度上の地位についても見直しの議論があります。男性の中にも父親としてもっと育児をしたい人がいるはずだ。

自分は職場には決して性別を持ち込まない、上司として部下の能力を判断する際にも女性だから男性だからといった先入観はない、と言う人もいます。それでも、個人として性別役割についての先入観がないということだけでは、職場環境をより良くするような組織全体の取り組みには必ずしも結

びつきません。実際、職場で育児や家庭の事情といった私用を口にするのは、正当な人権の行使であるどころか、単なる甘えだと一蹴されがちです。こうした世間の常識は、個人にとっては、我慢を強いられる、我慢できなければ退職せざるを得ないといった苦しい状況を生みます。個人の能力や個性が活かされないとなれば、それはその人だけではなく職場ひいては社会にとっての損失なのです。制度や慣行を見直し改善するということは個人の力では容易ではありません。改革は組織や社会が問題の所在を意識しながら取り組むことが重要なのです。

社会に根強く残っている性別分業観について、いつかは自然に変わるだろうとして放置するのでは不十分です。政府は、時を待つのではなく自ら率先して、これまで相対的に少数派の立場におかれてきた女性の参画を意識的・計画的に進めていく必要があります。市民生活に影響を及ぼす政策や方針を決める過程において、男女共同参画について配慮があるかどうかは、その社会の性差別への感性を表します。政策・方針決定過程における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)は、性別に限らず人種や宗教、言語その他の理由で差別されやすい人々の発言

権を確保するために、欧米でも実施されています。アメリカやカナダでは、少数派のための定数確保制度(クォータ制)が確立されています。北欧諸国では、国の審議会の構成は男女いずれも4割未満であってはならないという明確な規則があり実行されています。北米も北欧も制度導入時には賛否両論がありましたが、今日ではすっかり定着し皆当たり前のこと、常識と思うようになりました。政府の積極的なイニシアティブの成果といえましょう。

日本では、国の審議会における女性委員の登用について2001年3月末までの目標値20%を達成し、さらに30%達成に向けて啓発を中心とした取り組みが行なわれています。男女共同参画社会基本法(1999年6月)をきっかけに今や地方のレベルでも、政策や方針決定への女性の参画の定着・拡大をめざして計画が策定され、女性参画は新しい段階に入ったといえます。島根県でも島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)が策定されました。日本での取り組みはこのように緩やかな速度ながらも地道に展開されています。既述のように「常識」というものは政策によって修正できます。差別や不平等の根源となってきた社会慣行を伝統という名で美化したり、また、伝統や習性だからと

改善への努力を妨がられてはいけないのです。社会の方向付けはわたしたち一人ひとりの生き方にかかります。だからこそ、政策や方針の決定段階での男女のバランスへの配慮は、性別というハードルを超えて一人ひとりが尊重される社会を築く上で不可欠なことなのです。性別というハードルを超えて市民参画が実現してこそ政治も活性化していくのです。

表1 国会議員に占める女性の割合の国際比較 (2001年4月、抜粋)

順位	国名	女性比率(%)
1	スウェーデン	42.7
2	デンマーク	37.4
3	フィンランド	36.5
4	ノルウェー	36.4
5	オランダ	36.0
6	アイスランド	34.9
7	ドイツ	30.9
8	ニュージーランド	30.8
9	モザンビーク	30.0
10	南アフリカ	29.8
24	中国	21.8
26	カナダ	20.6
45	アメリカ	14.0
84	日本	7.3

出典：Women in parliaments: World Classification (<http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>)



高橋睦子 たかはし・むつこ

プロフィール

京都市出身。大阪外国語大学デンマーク語卒、外務省勤務を経て、フィンランドのタンペレ大学大学院で博士号取得(社会政策)。1996年から宮崎国際大学比較文化学部で社会学(ジェンダーを含む)、国際社会問題、ヨーロッパ統合等を英語で教える。2000年4月からは島根県立大学総合政策学部教授として浜田に在住。専門分野は、福祉国家・福祉社会論、家族政策とジェンダー論、など。趣味は自然散策、料理。(フィンランドではルーア・フィッシングとキノコ狩り)。日本に戻ってジェンダーが依然として社会問題であることをあらためて痛感している。

島根県における女性の参画に向けて

島根県においても、政策・方針等あらゆる意思決定の場への女性の参画を進めることは、男女平等の観点からも社会全体の利益を考える上で大切です。しかしながら、その取組は十分進んでいるとは言えません。

ここでは、女性の参画が遅れている島根県の現状とその原因について考察し、今後の方策を探ってみたいと思います。

1 島根県における意思決定の場への女性の参画

前頁でも、政策・方針決定過程における女性の参画について、世界のレベルと比較してまだまだ遅れている日本の現状が示されました。では、島根県の現状はどうかと言えます。残念なことに国の審議会や各都道府県議会等の平均と比べて、さらに遅れを取っています。(右上の図1、表1参照)また、表2で示したように、その他の意思決定過程に参画している女性の割合も低いと言えます。

その一方で、今やこうした企業、PTA、農業等の分野において女性も重要な手となっていき、高等教育機関への女性の進学率は、男性より先高くなっています(表3)。

問題は、せっかく女性が教育を受けたり社会進出してきたと言っても、そこでは相変わらず補助的・裏方的な役割や男性の代理にとどまっていることが多く、その能力を責任のある立場で十分発揮するに至っていないことです。

意思決定の場に女性の参画が進まない原因はいくつか考えられますが、島根県における女性の参画の遅れは「男は主、女は従」という考え方や性別役割分担意識を肯定する社会通念・慣習・しきたりが、人々の生活に強く結びついていることと無関係

ではないと思われます。

島根県が平成12年2月に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」(以下「県民の意識・実態調査」)の性別役割分担に関する設問では、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」、「子育てでは、やはり母親でなくてはと思う」、「自治会などの団体の代表者は、男性の方がまいく、などに賛成する人の割合が高くなっています。この結果からも、性別役割分担を肯定する考え方が、いわば伝統、慣習として受け継がれており、これを当然のこととして受け入れてしまっている傾向が強いと推察されます。

このように男女ともに役割分担意識が根強いことは、意思決定の場への女性の参画を阻むことにつながります。まず、「女性は家庭にいるもの」という意識は、女性を心理的にも、また物理的にも家に縛りつけ、結果として女性が公的な分野に参画する機会や時間を奪います。加えて、「女性は前に出るものではない」という意識が強ければ、たとえ公的な分野に参画しても、責任ある立場で意思決定過程に参画する可能性は低くなります。また、そうした「リーダーは男性」という意識によって、女性には参画のための具体的研修や訓練の機会も与えられないことから、より一層参画へのハードルは高くなると言えるでしょう。その結果、女性自身の側にも、男性に任せ責任を引き受けたがらない意識が広がって不

思議ではおけません。

2 女性の参画の必要性

では、そもそも女性の参画自体なぜ必要なのでしょうか。

男女平等や民主主義の観点から言えば、第一にそれは女性にとって当然の権利です。人口比から言えば、政策や方針の対象の半数以上は女性であるのに、そのような影響力の大きなことを決めるのが男性ばかりに偏っていて良いはずはありません。加えて、これまで男性のみに開かれていた分野に女性が参画することによって、女性自身が力をつけ、生き方の可能性も広がります。その上、女性の参画によって、これまでの男性中心では思いつかなかった視点で新しい発想が生まれる可能性もあありますし、これによって、それぞれの組織や団体、ひいては島根県全体が活性化されることも期待できるでしょう。また、何より女性は、女性として生きてきた経験から、女性に不利な社会の現実を知っており、こうした視点で組織や社会の変革に取り組むことで、男女共同参画社会の実現の可能性も広がると言えます。

次に、少子・高齢化と過疎化が同時に進む島根県で、女性の能力を生かす必要性が高まっている

図1 国、県の審議会等における女性委員の割合の推移

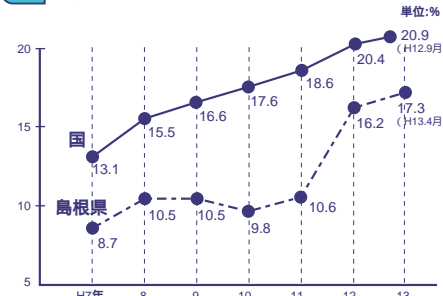


図1、表1・2(内閣府、島根県資料)
表3(H12年度学校基本調査)

表1 県議会、市町村議会における女性議員の割合

	単位:%	
	県議会における女性議員	市町村議会における女性議員
全国平均 (H11年12月)	5.5	9.8
島根県 (H13年4月)	2.4 (41人中1人)	5.5 (923人中51人)

表2 企業、団体、委員会等における意思決定過程への女性の参画

単位:%	
女性管理職を登用している事業所割合 (H11年度島根県労務管理実態調査より)	22.0
課長相当職	4.9
部長相当職	4.9
島根県PTA連合会会長会における女性割合(H13年3月)	9.5 (21人中2人)
島根県内の女性農業委員割合(H13年6月)	0.6 (1,002人中6人)

表3 高等学校卒業生進学率

	単位:%		
	島根県計	女	男
大学・短大	42.5	43.1	41.9
専修学校	20.1	24.5	15.7

注) %は小数点以下第2位を四捨五入

文責(財)しまね女性センター 小川洋子

点も挙げられます。「県民の意識・実態調査」によれば、県の政策に女性の意見が反映されていないと感じる人の割合は過半数にのぼり、その理由として政策・方針決定の場に女性が少ないことが指摘されています。このことは、先の高橋教授の指摘に関連づけるならば、女性の能力が十分に生かされていないことであり、社会にとっても損失です。さらに、今後仮に女性の参画が進まず、せっかく女性が能力を身につけても、それを実際に生かす場が県内にはないとしたら、有能な女性の人材が県外へ出ていく可能性も十分に考えられます。

こうした事情を踏まえると、島根県においても女性の参画を積極的に進めることは急務です。「島根県は、慣習・しきたりを重んじる保守的な風土だからどうしようもない」という意識ではなく、「だからこそ、もっと頑張らねば」と気持ちを持ち替え、女性にとっても活躍の場が展望できる魅力的な県となるよう、今考え直す時期に来ていると言えるでしょう。

3 今後の方策として

島根県における、意思決定の場への女性の参画推進には、参画を押しとどめる意識の改革と、施策としての参画推進との両面からの取組が求められます。

政策・方針決定の場への女性の参画を阻害している主な要因には、慣習やしきたりに根差した性別役割分担意識があるという点は、先にも述べました。そうであるならば、社会全体に及んでいくこの意識を変えていく姿勢で臨む必要があります。「伝統だから」、「慣行になっているから」という理由だけで、問題を見過ごしてはいけません。また、おかしことわかっていても、「仕方がない」、「どうせ自分一人では変えられない」として諦めていませんか。しかし、平等、公正という視点でとらえた場合、伝統や慣習の全てが必ずしも正しいとは限りません。また、いわゆる「伝統」とみなされているものの中には、実のところ、そんなに長い歴史を持って培われていたわけではないものもあるでしょう。例えば、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に基づいた専業主婦というライフスタイルにしても、戦後の高度経済成長期に急速に広まったものであり、たかだか50年ほどの歴史がありません。これからは、この性別役割分担意識のように、社会の隅々まで、それが自然な姿であるかのように広まっている不平等・不合理の芽に鋭敏に気付ける感性を養っていくことが大切です。そのためには、女性も男性も、おかしこと気付いたら、まずはその思いを声に出してみよう、そうした身近なことからこそ、意識変革の第一歩が始まるのではないのでしょうか。

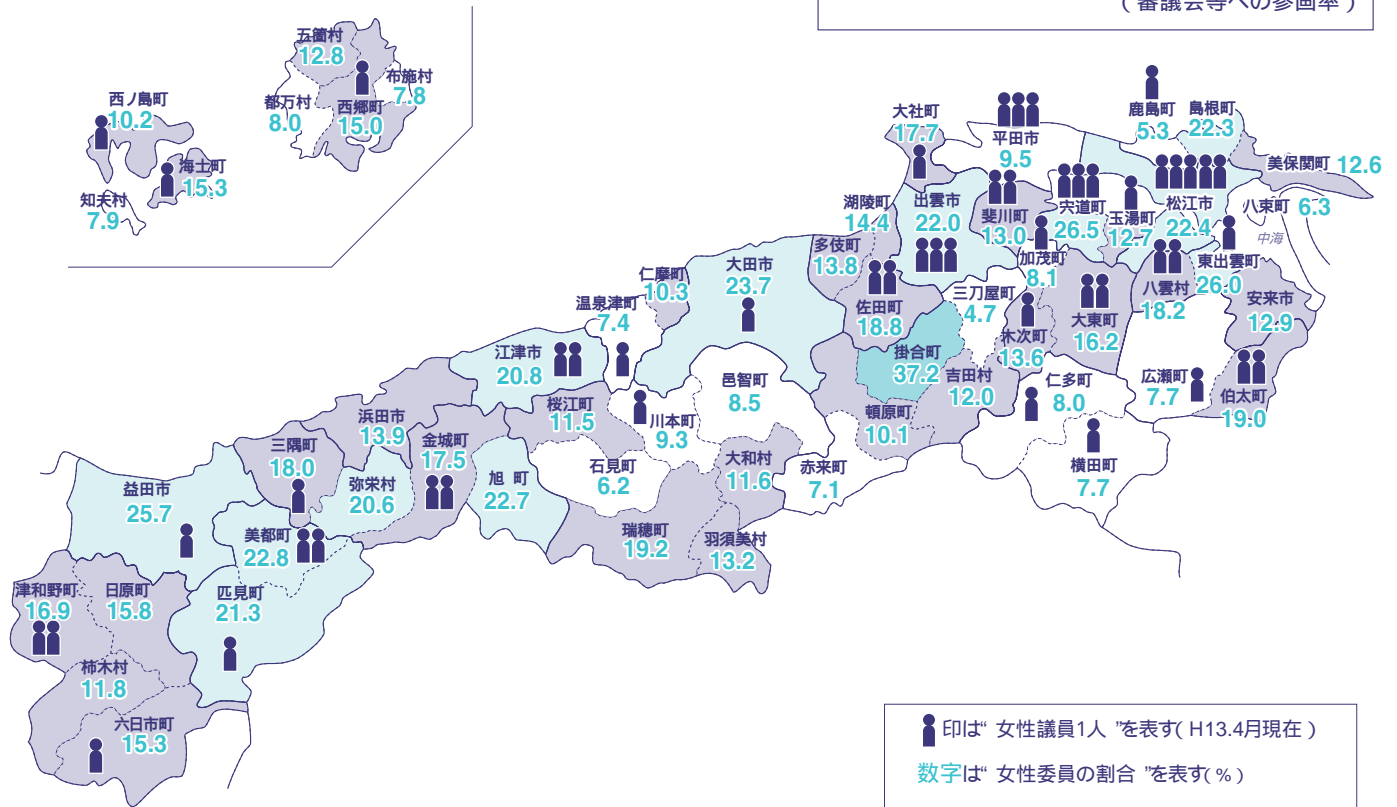
とは言いつものの、意識を変えることは一朝一夕にはできません。実際に女性の社会参画を進めるためには、意識面のみならず、具体的な施策も必要です。この2月に策定された「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」では、女性の参画を進める必要性を明記した上で、実際に目標時期を設けて、いくつかの数値目標を掲げています。これらの目標を早期に達成すべきであることは言うまでもありません。また、数値目標を定めていないものについても、それぞれの組織・団体が取組が進むよう啓発や支援が欠かせません。これについては、主体的に数値目標を掲げたい積極的改善措置(ポステイブ・アクション)を取り入れるなど、前向きな取組をしている組織・団体に対して、行政からの支援・助成を取り入れるべきではないでしょうか。議論があまり、逆に取組が進まない組織・団体について、名称の公表といった具体的な対応策を求める声もああります。ただし、こうした施策的取組は、単に数値目標を達成したり参画率を上げることが最終目的というわけではありません。女性が意思決定の場で真に活躍するためには、学習したり実力をつけたりできる、実践的な教育・研修の機会を提供が必要不可欠です。そして、女性の側もただ待っていただけではなく、こうした研修等に積極的に参加し、意思決定の場での活躍できるチャンスをものにしたいものです。



県内の政策・方針決定過程における女性の参画状況

本県の現状 女性議員・審議会等女性委員MAP

法・プランにおける位置づけ
 【国】男女共同参画社会基本法：基本理念
 男女共同参画基本計画：政策目標
 【県】長中期計画：政策展開の方向、施策体系
 男女共同参画計画：基本目標、重点目標、数値目標
 （審議会等への参画率）



県の審議会女性委員の推移

単位(%)

調査年月	H10.6	H11.6	H11.12	H13.4
割合(%)	9.8	10.6	13.3	17.3

女性議員割合

単位(%)

区分	H10.12		H11.4統一選後		H13.4
	島根県	全国	島根県	全国	島根県
県議会	0.0	6.3	2.4	5.3	2.4
市議会	6.4	7.5	7.4	10.2	7.4
町村議会	3.6	4.0	4.5	4.6	5.0

:統一地方選挙による改選のみの値

県の審議会等への女性の参画状況は、平成13年4月1日現在で17.3%で、最近上昇傾向にあるものの、全国的にみればまだまだ低い状況にあります。

市町村における参画状況は、平成13年4月1日現在、トータルでは、17.2%ですが、市町村別にみると4.7%から37.2%までと、格差が見られます。

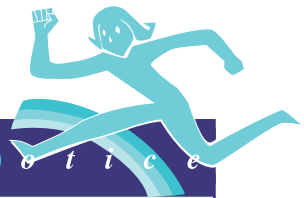
また、本県の女性議員の割合は、平成11年4月の統一地方選挙によって、県議会、市議会、町村議会のいずれも増加し、その後の選挙においても増えているものの、全国平均を下回っています。

県では、「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」において、審議会等への女性の参画率を平成17年度末に25%以上、平成20年度末までに30%以上という数値目標を設定しています。

この目標を達成するため、「審議会等への女性の参画推進要綱」を制定し、全庁的に取組を進めているところです。

また、女性総合センター「あすてらす」では、女性の政策提言能力の向上を目的として、しまね女性提言事業「しまね女性塾」を実施し、行政テーマについて具体的な提言をとりまとめる力を養成しています。

こうした取組を通して、政策・方針決定過程への女性の参画の推進や施策への女性の意見の反映に努めています。



「島根県男女共同参画計画」についての学習会を開催 / しまね女性議員ネットワーク

1992年に県内の女性議員18名で発足した本会は、女性の立場から党派を超えた横のネットワークづくりをめざし、毎年、女性の問題を中心とした学習会を開催しています。今までに取り組んできたテーマは、老人福祉、環境問題をはじめ、地方議会における女性議員の役割、島根の女性の雇用状況などがあります。

4月21日、「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」についての学習会を開催しました。平成13年1月29日現在、県内の女性議員は52名となりましたが、今後も女性議員が増えるよう様々な取組を続けていきます。
(宍道町議会議員 犬山春江)

「女性の社会参画」をテーマに研修会を開催

大原郡内3町の議会議員全員で構成する「大原郡町議会議員協会」では、毎年1回、地方分権など時勢に沿ったテーマを掲げ、講演会等の研修会を開催しています。

今年度は、「女性の社会参画」にスポットを当て、6月27日に県立女性総合センター下森華子館長から「男女の新たなパートナーシップの確立をめざして 地域からの男女共同参画を考える」という演題で講演を受講し、今後の「まちづくり」と「ひとづくり」に活かしたいと考えています。
(木次町議会事務局)

NEWS

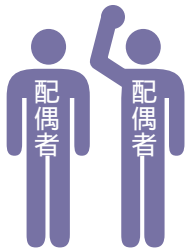
DV防止法成立

(ドメスティック・バイオレンス)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が4月に成立

この法律では、これまで「夫婦間の問題」だとして見過ごされてきた配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)が「犯罪」であると、あらためて明記されました。10月施行に向けて相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っていきます。

主な内容



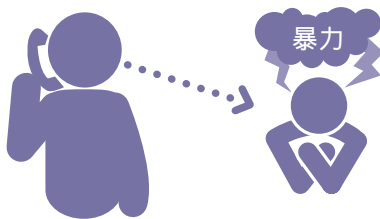
「配偶者」には夫婦だけでなく、事実婚のパートナー、婚姻中に暴力をふるい離婚後も継続するおそれがある元配偶者も含む



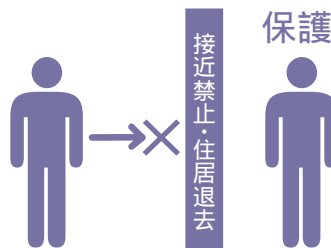
暴力とは生命、身体に危害を及ぼす攻撃をいう



都道府県は平成14年度から婦人相談所などに「配偶者暴力相談支援センター」の機能を持たせ、言葉による精神的な暴力を受けた人を含む被害者の相談、一時保護、自立支援などを行う



配偶者からの暴力を発見した人は配偶者暴力相談支援センターなどに通報するよう努め、医師等も被害者の意思を尊重したうえで通報できる



生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、被害者の申立てにより地裁が加害者に 住居や勤務先などへの6か月間の接近禁止 2週間の住居退去を命ずる



加害者が保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役か100万円以下の罰金

こんにちは あなたのまちの 女性行政担当課です!

安来市総務部総務課行政係

TEL(0854)22-3301(代)
FAX(0854)23-1065

安来市においては、平成13年3月に「新安来市総合計画」を策定しました。この計画の中には、男女共同参画社会の実現に向けて、市議会議員の女性の占める割合を増し、各審議会等への女性の参画率を高め、今後女性の視点を政策やまちづくり等に活かしていくことが盛り込まれており、様々な観点から施策の推進を図りながら、目標の達成に向け歩み出しました。

また、総務課が関係各課と連携を取り、女性の地位向上や社会参加の促進に向け、積極的に情報提供や教育学習機会の充実を図り啓発を推進していきます。

男女共同参画については、今後は安来市の現状を把握した上で、実態に即した条例制定に向けて、一歩ずつ推進していきたいと考えています。

セクハラ対策については、人事課が窓口となり、平成11年3月「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」「セクシュアル・ハラスメント苦情処理要綱」を制定し、セクハラを「しない・させない」体制づくりを進め、管理職を対象とした特別研修も実施するなど積

極的に取り組んでいます。

また、近年大きな問題となっているパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策として、市民相談窓口の整備などを進めていこうと考えています。

今後とも、各市町村はじめ関係機関と連携を図り努力してまいりますので、よろしくお願いします。



私たちが担当スタッフです。

あすてらすからののお知らせ

男性のための 土曜セミナー

「男は仕事、女は家事」といったような性別役割分担意識が根強く残っている現在の状況は、男性にとって暮らしやすい世の中でしょうか。過労死、定年離婚など、これまでの「男らしさ」の弊害が社会現象として、現れてきています。

このセミナーは、実践講習や講義などを通じて、「男らしさ」とらわれない、自立した豊かな生き方を考えることを目的として、開催します。

第1回 「家事も育児も半分こ」

日時 7月28日[土] 14:00~16:30

講師 賀茂 美則氏(男も女も育児時間を!連絡会)

第2回 「味くんのリラックスタイム」

日時 8月25日[土] 14:00~16:30

講師 味沢 道明氏(きっちゃんエコロジスト)

終了後
交流会あり

第3回 「メディアに描かれる女性像・男性像」

日時 9月29日[土] 14:00~16:30

講師 乙竹 文子氏(メディア・フォーラムおかやま)

参加申し込み等の詳細はあすてらすまでお問い合わせください。



島根県立女性総合センター

あすてらす

〒694-0064 大田市大田町大田イ236-4(JR大田市駅西隣)

TEL:(0854)84-5500(代) FAX:(0854)84-5589

ホームページアドレス <http://www.asuterasu.pref.shimane.jp/>

利用のご案内 (誰でも気軽に利用できます!)

開館時間 / 9:00~19:00(貸し出し施設については21:00まで)

休館日 / 毎週月曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日~1月3日)